

東京の魅力発信プロジェクト

～よくある質問～

Tokyo Tokyo Old meets New

●申請について

Q 1 大きなイベントの一部としての申請も可能でしょうか。

A 1 可能です。

Q 2 既存のイベントでの申請は可能でしょうか。

A 2 可能です。

Q 3 応募時に東京ブランド「アイコン」利用者登録を終わっていないといけないのでしょうか。

A 3 登録を終わっていても、応募時に利用者登録を「申請中」であれば差支えありません。お早めに申請ください。

Q 4 他事業者との共同での提案は可能でしょうか。

A 4 可能です。

申請書は代表者のお名前でご記載いただき、組織・体制図で関係をお示してください。

なお、その場合は、共同事業者も東京ブランド「アイコン」利用者登録を行っていただく必要があります。

Q 5 申請書類に押印は全て必要でしょうか。

A 5 押印は1部で差し支えありません。

(残りの部数はコピーでのご提出でけっこうです)

Q 6 今までどんな案件があったのか知りたい。

A 6 Tokyo Tokyo 公式ホームページ (<https://tokyotokyo.jp/ja/>) 内、「アクションレポート」を参照ください。

●都からの拠出金額について

Q 7 拠出金をイベント等実施前にいただくことは可能でしょうか。

A 7 イベント終了後、実施報告書類等をご提出いただいてからの一括払いとなります。

Q 8 東京ブランドに関するイベントで入場料収入やスポンサー収入を得ることは可能でしょうか。

A 8 差し支えありません。ただし、当該イベントで収入を得る場合、都の拠出金額は拠出対象額により、以下のように算出します。

<拠出対象額が 4,000 万円未満の場合>

協賛金等が拠出対象額の 2 分の 1 を超過した分については、都の拠出金額から差し引いて支給します。

例) 拠出対象額が 3,000 万円で、うち 2,000 万円をスポンサー等から支援
→この場合、協賛金 2,000 万円が拠出対象額の 2 分の 1 (1,500 万円) を 500 万円上回っていますので、都の拠出金額は、1,500 万円 - 500 万円 = 1,000 万円となります。

<拠出対象額が 4,000 万円以上の場合>

拠出対象額から都の拠出金額 2,000 万円を差し引いた額を、協賛金等が上回る場合、超過分を都の拠出金額 2,000 万円から差し引いて支給します。

例) 拠出対象額が 7,000 万円で、そのうち 6,400 万円をスポンサー等から支援を受けている場合
→この場合、拠出対象額 7,000 万円から都の拠出上限額 2,000 万円を差し引いた額 5,000 万円に対し、協賛金が 6,400 万円と 1,400 万円上回っています。
都の拠出金額は、1,400 万円を都の拠出金額 2,000 万円から差し引いた 600 万円となります。

※ (参考) 都の拠出金額の確定について

事業実施後、実施報告書及び収支報告書をご提出いただき、拠出金額の確定をいたします。収支報告書に記載された拠出対象額と申請時の収支予定書に記載された拠出対象額のうち、金額が少ない方を基準に、拠出金額を確定いたします。

Q9 東京ブランドに関するイベント等の全体で収入があった場合、都の拠出金額はどのように算出するのでしょうか。

A9 採択イベント等の事業者とイベント等全体の主催事業者が同じ場合、イベント等全体の総事業費に対する、採択事業者が負担する支出額（採択イベント等の総事業費から都の拠出金額を差し引いた額）の割合で協賛金等収入を按分します。
さらに、国・都・その他行政により補助金等が支給されている場合は、その目的・内容により、採択イベント等とその他のイベント等に補助金額を分けて充当します。目的・内容で分けることが困難な場合は、上記の協賛金等収入と同様の方法で按分して充当することになります。

Q10 施設等（美術館、博物館、水族館、テーマパーク等）を運営し、通常業務として入場料を得ている場合も都の拠出金額から差し引かれますか。

A10 施設等を運営し、通常業務として入場料を得ている場合には、都の拠出金額から差し引かれません。

Q11 人件費は都の拠出対象経費になりますか。

A11 提案者が雇用している社員、アルバイト等の人件費は対象になりません。
東京ブランドに関するイベントの実施等を、委託契約等締結により外注して実施する場合、これに係る人件費は、必要性が認められる場合に対象となります。

Q12 応募時に申請した金額で都の拠出金額は確定しますか。

A12 事業実施後、実施報告書及び収支報告書をご提出いただき、拠出金額の確定をいたします。収支報告書に記載された拠出対象額と申請時の収支予定書に記載された拠出対象額のうち、金額が少ない方を基準に、拠出金額を確定いたします。

Q13 途中で申請者情報に変更となった場合にはどうしたらいいのでしょうか。

A13 内容により委任状で対応は可能です。事前にご相談ください。

※ご不明点等がございましたら担当までご連絡ください。